以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ピロ亜硫酸ナトリウム 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、ピロ亜硫酸ナトリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ［略］	上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ピロ亜硫酸ナトリウム 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。